

印西市子ども医療費助成規則

平成15年2月3日規則第1号

改正

平成16年8月31日規則第36号
平成17年3月31日規則第44号
平成17年5月25日規則第56号
平成18年3月31日規則第48号
平成18年12月28日規則第111号
平成19年12月18日規則第54号
平成20年3月31日規則第30号
平成22年3月17日規則第74号
平成22年11月18日規則第120号
平成24年7月9日規則第35号
平成24年11月19日規則第40号
平成26年11月21日規則第17号
平成27年7月13日規則第42号
平成27年12月22日規則第62号

印西市子ども医療費助成規則

(目的)

第1条 この規則は、子どもの医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による就学義務の猶予又は免除に係る者を含む。）をいう。
- (2) 保護者 子どもの親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 保険給付 医療保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療

養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。

(5) 保険医療機関 健康保険法に規定する病院、診療所、薬局及び指定訪問看護事業所をいう。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号すべてに該当する子どもの保護者とする。

(1) 子どもが本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 子どもが保険給付を受けることができる被保険者又は被扶養者であること。

(助成対象医療)

第4条 助成の対象となる医療は、子ども（15歳に達する日以後の最初の4月1日に達した者が当該日の前日から引き続き入院する場合を含む。）の保険医療機関への通院（調剤を含む。以下「通院」という。）及び入院（調剤を含む。以下「入院」という。）に係る医療とする。ただし、法令に定める医療費給付制度その他国又は県において別に定める制度に基づき当該医療に要する費用の支給を受けられる部分以外の医療とする。

2 前項に規定する助成の対象となる医療の起因となる子どもの疾病、負傷等が第三者行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部について損害賠償を受けることができるときは、その限りにおいて助成の対象としない。

(助成額)

第5条 助成する額は、前条の医療に係る費用のうち、医療保険各法又は公費負担医療制度の規定により子どもの保護者が負担すべき額とする。ただし、子どもの属する世帯が次に掲げる世帯である場合にあっては、保険調剤に係るものを除き、入院にあっては1日につき、通院にあっては受診1回につき別表に定める子ども医療自己負担金の額を控除した額とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合

(2) 市町村民税非課税世帯

(3) 市町村民税所得割非課税世帯であって市町村民税均等割課税世帯

(4) 市町村民税所得割課税世帯

2 公費負担制度による給付を受けた場合並びに医療保険各法に基づく規則等の規定による付加給付及びこれに準ずるものがあつた場合は、前項の助成する額からその額を控除するものとする。

(申請)

第6条 助成を受けようとする助成対象者は、子ども医療費助成申請書（別記第1号様式）により受給資格の登録を市長に申請し、子ども医療費助成受給券（別記第2号様式。以下「受給券」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により申請するときは、医療保険各法による被保険各法による

被保険者証又は組合証（以下「被保険者証等」という。）の写し及び市町村民税額を証する書類を添えなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、市町村民税額を証する書類を省略させることができる。

（受給資格の登録事項）

第7条 前条の受給資格の登録には、次に掲げる事項を登録するものとする。

- （1） 子どもの住所、氏名、性別及び生年月日並びに保護者の住所、氏名及び世帯構成
- （2） 子どもに係る被保険者証等の記載事項
- （3） その他市長が必要と認める事項

（受給券の交付）

第8条 市長は第6条第1項の規定による申請があった場合は、子どもの属する世帯の7月1日（1月から6月までの申請にあっては、前年7月1日）現在の市町村民税額に応じ、別表に定める世帯区分により階層を認定し、受給券を交付するものとする。

（助成方法）

第9条 市長は、受給券の交付を受けた助成対象者（以下「受給者」という。）が保険医療機関において受給券及び被保険者証を提示した場合には、保険医療機関の請求に基づき、受給者に助成すべき額を当該保険医療機関へ支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払がなされたときは、受給者に対し助成を行ったものとみなす。
- 3 受給者及び第6条第1項の規定による申請を行った助成対象者（第19条において「受給者等」という。）が保険医療機関において子ども医療費を支払った場合に、助成を受けようとするときは、子ども医療費助成金交付申請書（別記第3号様式）に受給券、保険医療機関が発行する子ども医療費計算書（別記第4号様式）又は領収書（医療内容の明細のあるもの）及び付加給付又はこれに準ずるものに関する証明書を添えて市長に申請しなければならない。
- 4 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の規定による養育医療の給付を受けることができる未熟児の扶養義務者であり、かつ、第8条に規定する受給券の交付を受けている当該未熟児の保護者が市に納付すべき母子保健法に基づく印西市における養育医療の給付等に関する規則（平成25年規則第12号）第6条の規定による徴収金については、市町村民税所得割課税世帯にあっては子ども医療自己負担金相当額を市に納付したときに、市町村民税所得割非課税世帯にあっては徴収金の額を決定したときに、前項の規定による申請があったものとみなす。
- 5 前項の規定による申請は、子ども医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

（助成金の交付）

第10条 市長は、前条第3項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否及び助成額を決定し、子ども医療費助成金交付決定・却下通知書（別記第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更届等）

第11条 受給者は、第7条の受給資格の登録事項の内容に変更が生じたときは、速やかに子ども医療費助成受給資格登録事項変更届（別記第6号様式）を市長に届け出なければならない。この場合において、受給券の記載事項に変更が生じるときは、受給者は、当該子ども医療費助成受給資格登録事項変更届に受給券を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、その内容を確認し、当該届出を行った者に変更のあった登録事項を記載した受給券を速やかに交付するものとする。この場合において、別表に定める階層区分の変更が生じるときは、当該届出があった日の属する月の翌月の初日から当該変更を適用するものとする。

（受給券の再交付）

第12条 受給者は、受給券を損傷し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、子ども医療費助成受給券再交付申請書（別記第7号様式）により、市長に受給券の再交付を申請しなければならない。

（受給券の有効期間及び更新）

第13条 受給券の有効期間は、第6条第1項の規定による申請又は第11条第1項の規定による届出（世帯区分の変更があった場合に限り。）があった日の属する月の翌月の初日から始まり、毎年7月31日に終了する。ただし、15歳に達する日以後の最初の4月1日に達した場合にあっては、その達した日の前日を有効期間の終了する日とする。

2 市長は、有効期間が終了した者のうち、引き続き受給資格を有するものに対しては、有効期間が終了する日の翌日をもって受給券の更新を行うものとする。この場合において、受給者は、更新前の受給券を返納しなければならない。

3 前項の更新を行う場合は、市長は、毎年7月1日現在の子どもの属する世帯の市町村民税額を確認し、階層を認定するものとする。この場合において、受給者は、その年の1月1日現在に他市町村に住所を有していたときは市町村民税額を証する書類を提出しなければならない。

（受給資格の喪失）

第14条 受給者は、子どもの死亡等により、助成対象者でなくなったときは、当該事由発生した日をもって、受給資格を喪失する。

（受給券の返納）

第15条 受給者は、前条の規定により受給資格を喪失した場合は、速やかに受給券を市長に返納しなければならない。

（譲渡等の禁止）

第16条 受給者助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第17条 市長は、詐欺その他不正な行為により助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

2 受給者は、保険給付又は損害賠償により、助成に過払いが生じることとなった場合は、過払い相当額を市長に返還しなければならない。

(高額療養費の請求等)

第18条 市長は、受給者が国民健康保険の加入者であって、子ども医療費のうち高額療養費に該当する医療費がある場合は、当該受給者の同意を受け、子ども医療費に係る高額療養費の請求及び受領を行うものとする。

(医療機関における経費)

第19条 市長は、第9条第3項の子ども医療費計算書を保険医療機関が受給者等に交付したときは当該保険医療機関に対し1件につき100円を支払うものとする。ただし、市長が支払うべき経費を受給者等が支払ったときは、当該受給者等に対し支払うものとする。

(台帳整備)

第20条 市長は、助成の適正を期するため、子ども医療費助成台帳(別記第8号様式)を作成し、整備しておかなければならない。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(印西市乳幼児医療対策事業規則の廃止)

2 印西市乳幼児医療対策事業規則(昭和60年規則第15号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に乳幼児が受けた医療について適用し、同日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。

4 施行日の前日において入院していた乳幼児については、この規則の規定にかかわらず該当乳幼児が引き続き入院する間は、なお従前の例による。

(準備行為)

5 第8条の規定による受給券の交付及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、施行日前においても、この規則の例により行うことができる。

(受給券の有効期間の特例)

6 前項の規定により交付する受給券の有効期間は、第13条の第1項の規定にかかわらず、平成15年4月1日から平成15年7月31日までとする。

7 平成15年4月1日から平成15年6月30日までの間に第6条第1項による申請があった場合の受給券の有効期間が終了する日は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成16年7月31日とする。

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

- 8 印旛村及び本埜村の編入の日の前日までに、印旛村乳幼児医療費の助成に関する規則（平成15年印旛村規則第1号）又は本埜村乳幼児医療費の助成に関する規則（平成15年本埜村規則第11号）の規定によりなされた申請、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成16年8月31日規則第36号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の印西市乳幼児医療費助成規則（中略）（以下「改正規則」という。）の規定によりされた申請、手続きその他の行為は、この規則による改正後の改正規則の規定によりなされた申請、手続きその他の行為とみなす。

附 則（平成17年3月31日規則第44号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月25日規則第56号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の印西市乳幼児医療費助成規則の規定は、平成17年8月1日（以下「施行日」という。）以後に乳幼児が受けた医療について適用し、施行日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 第8条の規定による受給券の交付及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、施行日前においても、この規則の例により行うことができる。

附 則（平成18年3月31日規則第48号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の印西市乳幼児医療費助成規則の規定によりなされた申請、手続きその他の行為は、この規則による改正後の印西市乳幼児医療費助成規則の規定によりなされた申請、手続きその他の行為とみなす。

附 則（平成18年12月28日規則第111号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月18日規則第54号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月17日規則第74号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成22年11月18日規則第120号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行日の前日までに、この規則による改正前の印西市乳幼児医療費助成規則の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、この規則による改正後の印西市子ども医療費助成規則（以下「新規則」という。）の規定によりなされた申請、手続その他の行為とみなす。
- 3 新規則の規定は、施行日以後に子どもが受けた医療について適用し、施行日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行日の前日において入院していた乳幼児については、新規則の規定にかかわらず当該乳幼児が引き続き入院する間は、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行日の前日までに、印西市子ども医療費助成規則（平成21年規則第18号）に基づく資格者登録を受けている者は、新規則第6条に規定する受給資格の申請をしたものとみなす。ただし、資格者登録を受けている者のうち子どもの生年月日が平成13年4月2日から平成16年4月1日までの者に限る。

（準備行為）

- 6 新規則第8条の規定による受給券の交付及びこれに関し必要な申請、手続その他の行為は、この規則の施行日前においても、新規則の例により行うことができる。

附 則（平成24年7月9日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年11月19日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（準備行為）
- 2 この規則による改正後の印西市子ども医療費助成規則（以下「新規則」という。）第8条の規定による受給券の交付及びこれに関し必要な申請、手続その他の行為は、施行日前においても、新規則の例により行うことができる。
（経過措置）
- 3 印西市児童医療費助成規則を廃止する規則（平成24年規則39号）の施行の日の前日において、廃止前の印西市児童医療費助成規則（平成21年規則第18号）第7条の規定による受給者であった者は、新規則第6条の規定による受給資格の登録を受けた者とみなす。この場合において、市長は速やかに新規則第8条の規定により階層を認定し、受給券を交付するものとする。
- 4 新規則の規定は、施行日以後に子どもが受けた医療について適用し、施行日前に子どもが受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成26年11月21日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年7月13日規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の子ども医療費助成規則の別記様式に基づく用紙は、この規則の施行日以後においても、当分の間、使用することができる。

附 則（平成27年12月22日規則第62号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の印西市子ども医療費助成規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の印西市子ども医療費助成規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

別表（第5条、第8条）

階層	世帯区分	子ども医療自己負担金 （入院1日及び通院1回）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合	0円
B	<u>市町村民税非課税世帯</u>	0円
C	<u>市町村民税所得割非課税世帯</u> であって市町村民税均等割課税世帯	0円
D	<u>市町村民税所得割課税世帯</u>	200円

別記

- 第1号様式（第6条）
- 第2号様式（第6条）
- 第3号様式（第9条）
- 第4号様式（第9条）
- 第5号様式（第10条）
- 第6号様式（第11条）
- 第7号様式（第12条）

第 8 号様式（第20条）